

# 京都地名研究会会則

(平成 14 年 4 月 28 日制定)  
(平成 18 年 4 月 16 日改定)  
(平成 25 年 4 月 28 日改定)  
(平成 26 年 4 月 27 日改定)  
(平成 29 年 4 月 23 日改定)  
(平成 31 年 4 月 28 日改定)

第一条 名称 本会は京都地名研究会と称する。

第二条 目的 本会は京都を中心に、地名について、広い見地から多角的に調査・研究し、伝統文化財としての地名を正しく理解し、これを広め、国土を愛する心を育むことを目的とする。

第三条 事業内容 本会の事業は次の通りとする。

- 1) 地名を調査・研究し、その成果や成果に至る経過を発表する。
  - イ) 講演会・シンポジウムを開く。
  - ロ) フォーラム（例会）を開く。
  - ハ) 機関誌・刊行物を発行する。
- 2) 自治体などの協力を得て、旧地名の調査、地図の作成、地名関係資料の発掘、情報交換を行う。
- 3) 伝統文化財としての地名の保存・継承のため地名資料館設立に尽力する。
- 4) 内外の関連する諸機関と連携し、相補互恵の実をあげる、
- 5) 地域の青少年・学徒を対象に地名に関する啓蒙・セミナーを開き、教育界と連携する。
- 6) そのほか、本会の目的に合致する事業を行う、
- 7) 年一回、総会・大会を開く。

第四条 会員 本会の趣旨に賛同し、会費を納入した者、正会員のほか、賛助会員・家族会員を設ける。

第五条 事務 本会に事務局を置き、選任された事務局長と会計担当者がそれぞれ理事会の決定事項に従って実務を行う。

第六条 役員 本会には次の役員を置く。

顧問	若干名	事務局長	1名
名誉会長	1名	会計	1名
会長	1名	理事	必要に応じて選任する
副会長	2名	会計監査	2名
編集	2名（地名探究・都藝泥布）		
運営委員	（会長 副会長 会計 事務局長 等の理事が兼任する）		

第七条 役員の任務・選出は次の通りとする

顧問・名誉会長は理事会に出席して意見を述べることができる。

会長は会務を統括し理事の中から運営委員を指名する。

運営委員は運営委員会に参加し、本会運営の原案作成に当たる。

副会長は会長を補佐する。会長に不測の事態が起きた場合、任務を代行する。

理事は本会の運営に関与し、本会の充実・発展を図る。

各理事は会員中から選出される。理事会は会長、副会長、理事で構成し必要に応じ随時開催する。会長と副会長は理事の中から選出される。会計監査は会員から選任する。以上の役員は総会の承認を得る。

なお、名誉会長を総会の承認を得て置くことができる。

第八条 会費 会員は会費を納入する。会費を2年間滞納すると退会扱いとする。

会誌・会報の発送停止 該当者は2年以上の会費滞納者であり、別途納入・督促をする。

第九条 改正 本会則は総会に出席した会員の2分の1以上の賛成があれば改正できる。

付則 1. 本会則は平成 14 年 4 月 23 日の設立総会で発効する。

付則 2. 本会の事務局設置場所は当面、会長宅に置く。

付則 3. 会費は年額 3 千円（正会員）、理事・賛助会員は 1 万 5 千円、家族会員は 1 千円とする。

付則 4. 本会の年度は 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日をもって終わる。

付則 5. 役員（会長、副会長、理事）の任期は 2 年とする。但し、再選を妨げない。

付則 6. 本会則改定は平成 31 年 4 月 28 日の総会より施行する。